第五条第一項の表第十六条の三第一項の項を次のように改める。

第十六条の四第一項	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで
	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）

第五条第一項の表第十六条の三第二項の項中「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第二項」に改め、同表第十六条の三第四項第一号の項中「第十六条の三第四項第一号」を「第十六条の四第四項第一号」に、「前条第七項」を「第十六条の二第七項」に改め、同表第十六条の三第四項第四号の項中「第十六条の三第四項第四号」を「第十六条の四第四項第四号」に改め、同表第十六条の三第七項の項中「第十六条の三第七項」を「第十六条の四第七項」に、「前条第一項第十二号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改め、同表第十六条の三第八項の項中「第十六条の二第一項第十二号」を「第十六条の四第八項」に、「前条第一項第十二号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改め、同表第十六条の三第九項の項中「第十六条の三第九項」を「第十六条の四第九項」に改め、同表第五十二条の二の三の項及び第五十二条の二の四の項中「第五十二条の二第一項」及び「第六条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同表第五十二条の十六の項中「の規定により」を「において」に改め、同表第五十二条の二十一第一項の項中「第五十二条の二十一第一項」を「第五十二条の二十一第二項」に、「第十六条の四の二第一項」を「同法第十六条の四の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十二条の二十一の三第一項	銀行業	長期信用銀行の業務

第五条第一項の表第五十二条の二十四第一項の項中「、第十一号の二及び第十二号」を「及び第十一号の二から第十二号まで」に改め、同表第五十二条の四十四第二項の項を次のように改める。

第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	長期信用銀行法第十六条の五第二項第一号
	預金者等の保護	預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護
	定期積金等	定期積金

第五条第一項の表第五十二条の五十六第一項第一号の項の次に次のように加える。

第五十二条の六十第二項	預金者等	預金者及び定期積金の積金者

第五条第一項の表第五十三条第三項第四号の項を次のように改める。

第五十三条第三項第四号	第五十二条の二十三第六項	長期信用銀行法第十六条の四第六項
	子会社対象銀行等	長期信用銀行等
	特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社	特例子会社対象会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この号において同じ。）に該当する持株特定子会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）

第五条第二項中「の規定において」を「において」に、「おける同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条第三項中「準用する銀行法」の下に「（以下この項において「銀行法」という。）」を加え、「同法」を「銀行法」に改め、同条第四項中「の規定において」を「において」に改める。

第六条第一項中「第五十二条の二十一の三第二項」を「第五十二条の二十一の二第二項」に改め、同条第二項の表第四条第一項第一号ホの項中「第十六条の三第一項」を「第十三条の三の二第三項」に改める。

第十一条の二第一項第五号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の規定において」を「において」に改め、同項の表第十二条の二第一項の項中「この項において」を削り、同表第十三条の二の項を次のように改める。

第十三条の二	子会社	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）
	又は	又は
	ときは	ときは、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき

第五条の表第十三条の三の項を削り、同表に次のように加える。

第五十七条の七第二項	銀行、銀行主要株主、銀行持株会社	信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）

第七条の二第一項第五号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第六条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の七第二号中「第七条の二の二各号」を「第七条の二の三各号」に改める。

第七条第一項の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同項の表第十二条の二第一項の項中「この項において」を削り、同表第十三条の二の項を次のように改める。

第十三条の二	子会社	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）
	又は	又は
	若しくは	若しくは